

次世代に向けて持続可能な地方税財政基盤の確立

【提案・要望先】総務省、財務省

1. 提案・要望項目

(1) 地方交付税総額の確保・充実、人口減少等特別対策事業費における成果を反映した算定

- 「人口減少等特別対策事業費」における「成果」をより適切に反映する算定方法の見直し

(2) 公共施設等の老朽化対策に係る地方財政措置の充実

- 老朽化対策に係る地方財政計画における所要総額の確保・充実および地方財政措置の拡充

(3) 地方税制度の見直し

- 地方消費税の清算基準における消費指標等の見直し
- 法人事業税の製造業に係る分割基準の見直し

<概算要求等の状況>

【総務省】地方交付税 15.9 兆円 (H29 予算 16.3 兆円)
 臨時財政対策債 4.6 兆円 (H29 予算 4.0 兆円)

【税制改正大綱】地方消費税清算基準の平成 30 年度税制改正に向けた抜本的な方策の検討 (H29)
 地方法人課税の分割基準や資本割の課税標準のあり方等についての検討 (H28)

2. 提案・要望の理由

(1) 人口減少等特別対策事業費における成果をより適切に反映した算定

- 人口減少等特別対策事業費における成果分に係る各指標の算定のウェイトについては、「人口増減率」とその他の指標を4：6で設定されており、人口増減率に重点が置かれている
- 成果の算定にあたっては、各団体の伸び率と全国の伸び率との差に応じて割増しがされているが、人口増減率は、結果として政令市などの大都市を包括する都府県に割増しが偏っているほか、割増しされている都府県が2割強に留まるなど、その他の指標と比較し成果が反映されにくい指標となっている
- また、人口増減率においては、過去の数値が高い団体は直近の数値が他府県を上回っている場合においても成果として反映されにくい課題がある
- これらのことを踏まえ、成果をより適切に反映するよう算定方法の見直しが必要

(2) 公共施設等の老朽化対策に係る地方財政措置の充実

- これまでも、公共施設等の老朽化対策の推進を図る観点から、地方財政計画において公共施設等適正管理推進事業費の新設および維持補修費の増額が図られてきているが、引き続き、所要総額の確保・充実ならびに将来の地方財政負担の縮減・平準化につながる長寿命化対策に対する財政措置の充実が必要

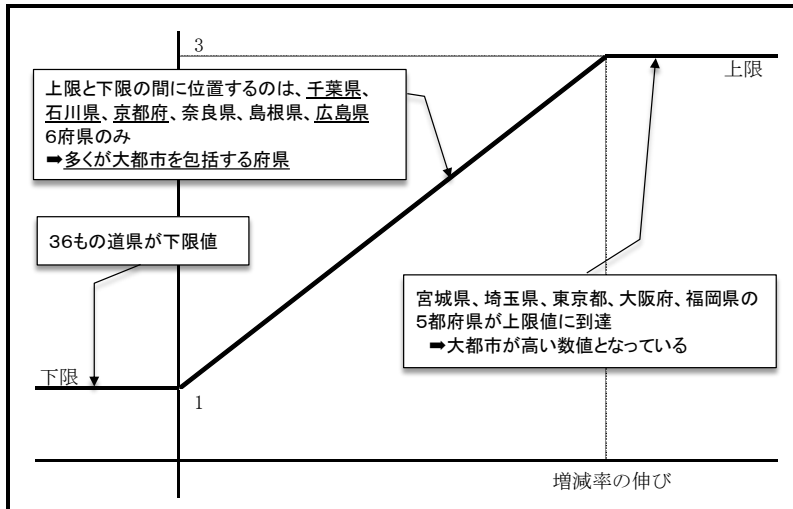
(3) 地方税制度の見直し

- 地方消費税の清算基準は、供給側の統計を用いていることから、居住地であるべき最終消費地と税収帰属地に乖離が生じている。平成29年度税制改正により一定の是正が図られたものの、大都市近郊で県境を越えて購入することの多い滋賀県にとっては未だ乖離が大きいことから、消費が税収に適切に反映するよう見直しが必要
- 事業活動の規模に着目して課税する法人事業税で、その規模が適切になるよう、製造業の分割基準で、設備状況を表す指標（有形固定資産額）の追加が必要

(本県の取組状況と課題)

(1) 人口減少等特別対策事業費における成果をより適切に反映した算定

○成果指標のうち人口増減率は、結果として大都市を包括する都府県へ高い配分



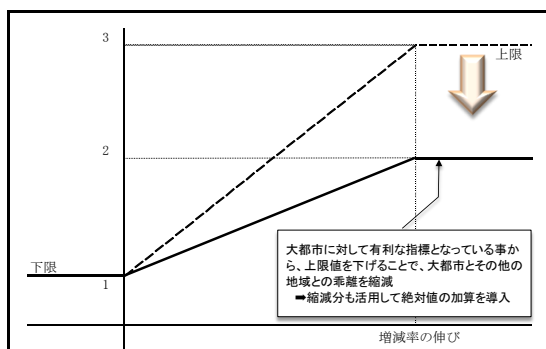
○人口増加率はその他の指標と比較し、多くの県が「成果」の割増しのない下限にあり、成果の反映されにくい指標となっている

区分	人口					若年者 就業率	女性 就業率
	増減	転入	転出	年少者	出生率		
上限値の団体数	5	11	13	2	8	6	4
全体に占める割合	10.6%	23.4%	27.7%	4.3%	17.0%	12.8%	8.5%
上限と下限の間にある団体数	6	17	13	10	30	31	36
全体に占める割合	12.8%	36.2%	27.7%	21.3%	63.8%	66.0%	76.6%
下限値の団体数	36	19	21	35	9	10	7
全体に占める割合	76.6%	40.4%	44.7%	74.5%	19.1%	21.3%	14.9%

○比較年度である H14～16 年度の伸び率が高い団体は、直近の伸び率が全国平均以上であっても成果に反映させることが困難

提案内容

○人口増減率の指標は、その他の指標と比較し、成果が反映されにくい指標であるほか、割増し団体の多くが政令市など大都市を包括する都府県に偏っていること、比較年度の伸び率が高い団体は成果の反映が困難な状況にあることを踏まえ、過去からの「伸び率」を基本としつつ、直近の伸び率を補完的に用いることで、成果をより適切に反映できる。



○直近の伸び率を補完的に用いることで、その他の指標と同様に、全体の半数程度の団体について成果を反映することができる。(22 団体)

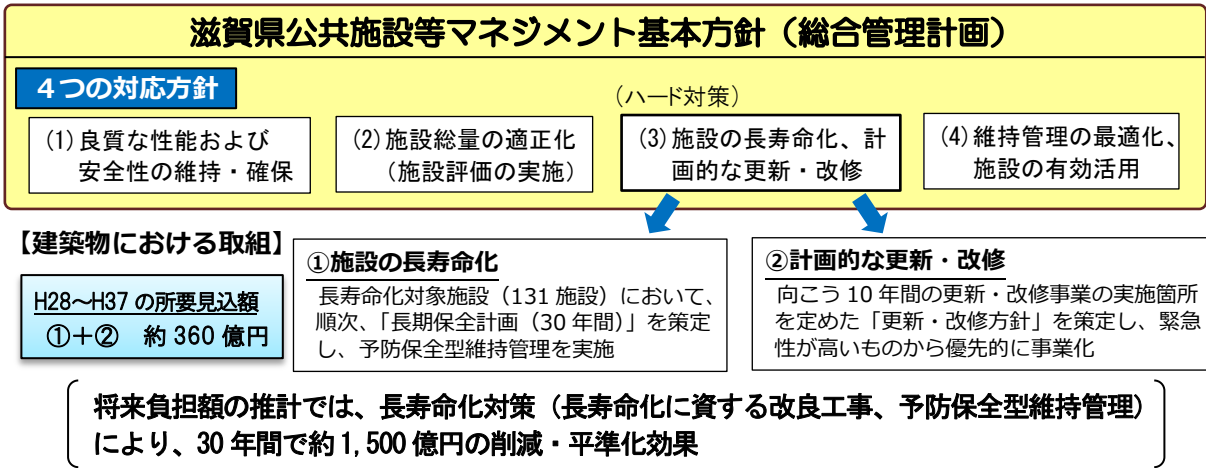
○必要となる財源は、係数の上限を引き下げることにより対応し、大都市を包括する都府県とその他の県の乖離の縮減を図る。



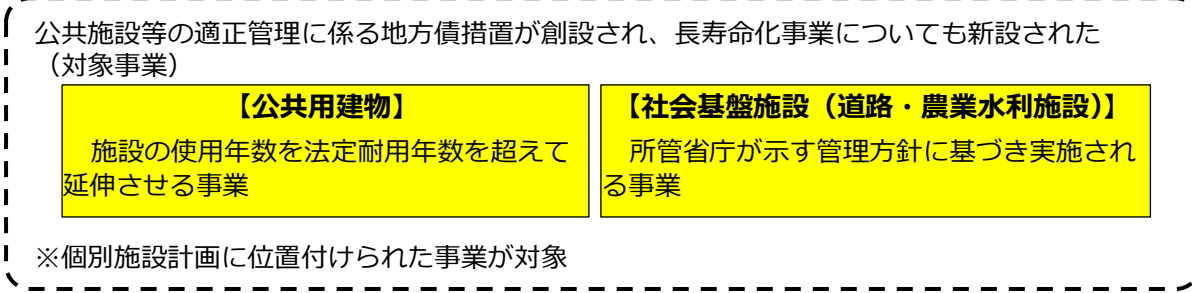
(本県の取組状況と課題)

(2) 公共施設等の老朽化対策に係る地方財政措置の充実

1. 本県の状況



2. 新たな地方債措置の創設



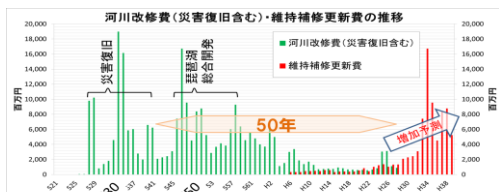
「公共施設等適正管理推進事業債」（長寿命化事業）対象は、「公共用建物」・「道路」・「農業水利施設」に限定されている

今後、「総合管理計画」の策定を契機に、全国的に長寿命化対策の推進が図られることも踏まえ、**○地方財政計画における所要総額の確保・充実が必要** (単位：億円)

	H27	H28 (対前年増減)	H29 (対前年増減)
公共施設等適正管理推進事業費※	1,000	2,000 (+1,000)	3,500 (+1,500)
維持補修費	11,601	12,198 (+597)	約 12,600(約 402)

※H27 および H28 年度は公共施設等最適化事業費の額

○将来の財政負担の縮減・平準化効果に着目した長寿命化事業等に係る地方財政措置（地方債・地方交付税）の充実（「一般利用のある公用建物」・「河川管理施設」・「砂防施設」・「治山施設」への対象施設の拡大）することが必要



各施設が集中的に整備された時期から50年前後が経過



(本県の取組状況と課題)

(3) 地方税制度の見直し

○地方消費税の清算基準の見直し

本県の現状

清算後地方消費税額（平成 27 年度）	人口一人当たり（平成 27 年度）
48,486 百万円（全国 29 位）	34,148 円（全国 43 位）

提 案 内 容

平成 29 年度与党税制改正大綱や全国知事会の「地方税財源の確保・充実等に関する提言」（平成 29 年 7 月）で示されたとおり、人口の比率を引き上げる方向で見直しを行う。

具体的には、最終消費地と税収帰属地をより一致させるため、

①統計数値から最終消費の実態を反映していない要素を除外するとともに、消費代替指標である人口の比率を大幅に引き上げる。

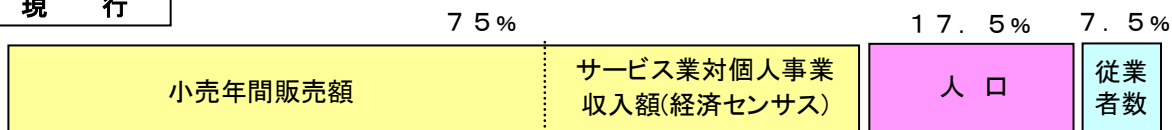
また、中長期的には

②「消費に相当する額」をより正確に把握できる統計により清算を行うことを引き続き検討していく。

見直し案

平成 29 年度税制改正において、小売年間販売額からのインターネット販売等の除外、「人口」「従業者数」の割合が 15%:10%から 17.5%:7.5%に変更されるなどの改正がされました。

現 行

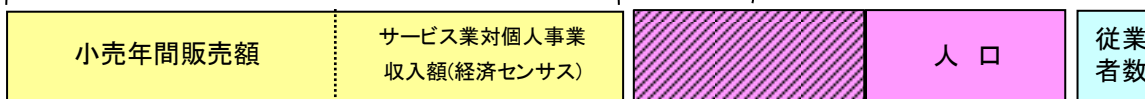


県外購入等により、小売年間販売額の都道府県別の統計数値は、最終消費の実態を反映していない。

見直し後

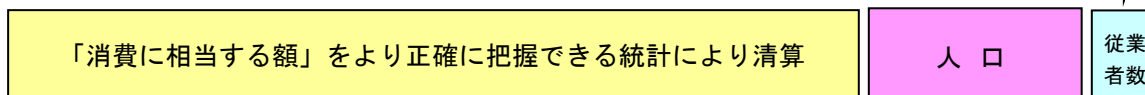
- ・最終消費の実態を反映していない要素を除外
- ・統計による消費のカバー率が減少するため清算基準における統計数値のウェイトを 75%から縮小

統計数値のウェイト縮小相当分について、人口比率を大幅に引き上げ



中長期的に検討

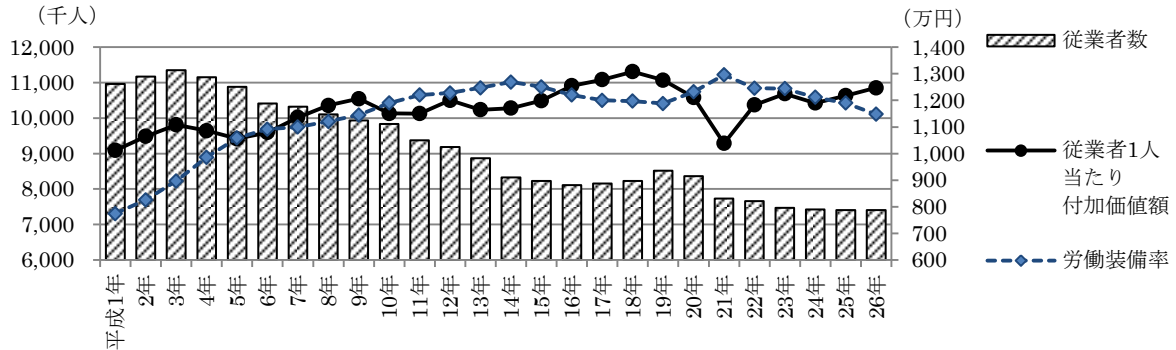
統計数値により把握できない部分は人口・従業者数による清算もやむを得ないが、統計数値の精度向上に伴い順次縮小すべき



(本県の取組状況と課題)

○製造業に係る法人事業税の分割基準の見直し

工場等事業所における従業者数等の推移 (全国ベース)



※出典：経済産業省「工業統計調査」

本県の全国に占める割合

法人事業税の製造業の税収 (平成 27 年度)	工場等における付加価値額 (平成 26 年度)	工場等における有形固定資産 期首期末平均額 (平成 26 年度)
2. 0 0 %	2. 4 7 %	2. 5 6 %

○工場等事業所における従業者数等は平成元年頃に比べて減少している一方、従業者1人当たりの付加価値額は緩やかに増加。

(従業者1人当たり付加価値額の変化 平成元年：1,012万円 平成26年：1,247万円)

○設備の機械化の程度を示す労働装備率も増加傾向にあり、企業は機械化等の設備投資によって、より少ない従業者数でも利益が確保できるようにしている。

○本県の法人事業税の製造業の税収の全国比は、工場等における付加価値額や有形固定資産期首期末平均額の全国比に比べ低い状況である。

○これらのことから、現行の分割基準が事業活動の規模を十分に反映していないのではないかと懸念。

提 案 内 容

分割基準に製造業の事業活動の規模をより反映させるため、法人事業税の分割基準において、工場従業者数に加えて、工場等事業所の設備状況を表す指標（有形固定資産額）を用いる。

SDGs との関連

- 税財政上の制度改正により都道府県間の平等の拡大に寄与（目標 10）
- 持続可能かつ強靱なインフラ開発に寄与（目標 9）
- あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施に寄与（目標 11）
- 持続可能かつ強靱な建造物の整備の支援に寄与（目標 11）
- 自然災害に対する強靱性および適応の能力の強化に寄与（目標 13）